

## 6 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
  - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
  - 脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■被共済者に対する刑の執行
  - 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
  - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等(腰椎ヘルニア、腰部捻挫などの慢性疾患、椎間内症、神経痛等も含みます)で医学的他覚所見のないもの
  - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
  - 加入後1年以内に悪性新生物(ガン、肉腫)、心臓病、血液病、結核、胃または腸潰瘍、高血圧、糖尿病、腎臓病で病气入院したときの疾病入院見舞金の請求 など
- ※その他、生命傷害共済普通共済約款および特約条項によります。

## 7 その他ご注意点について

### ご契約の際のご注意

#### 告知義務

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(注)危険に関する重要な事項として当会が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。

この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

### ご契約後のご注意

#### 通知義務

①共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱商工会または当会までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

②ふれんど共済では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱商工会または当会までご通知ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手(水上オートバイを含みます。)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

③上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱商工会または当会までご通知ください。

### クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

### 資格のご確認

ご加入にあたり、加入資格について確認をさせていただきます。

### 個人情報の取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当会がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当会が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

### 契約等の情報交換について

当会は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、当会の提携先企業・団体等との間で登録または交換を実施することがあります。

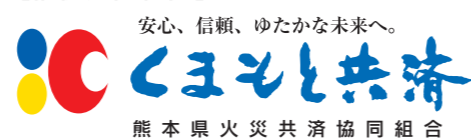
このパンフレットは「ふれんど共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款および特約条項をご一読ください。

## 商工会 ～お問い合わせは最寄りの商工会へ～



熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館7階)  
☎096(325)5161  
URL: <http://www.kumashoko.or.jp>

### 【補償委託機関】



熊本県火災共済協同組合  
熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館5階)  
☎096(325)3411  
URL: <http://www.kumamoto-kyousai.or.jp>

## 熊本県内商工会会員のための大型共済制度!

# ふれんど共済

New  
新プラン追加!  
ふれんど2100  
登場!

### 国内外24時間補償フルカバー

熊本県商工会連合会が運営する商工会会員およびその家族、従業員の福利厚生制度です。

ふれんど1800より充実!  
がんばるシニアを応援!  
補償年齢拡大!

New

## ふれんど2100

特長1  
共済掛金は年齢・職種・性別に関係なく一律!

特長2  
共済金は1日目よりお支払い!  
1日のみの通院も補償!

特長3  
疾病入院見舞金  
コロナによる入院もOK!

特長4  
最長90歳まで補償!  
(新規契約は84歳まで)

特長5  
個人賠償責任補償付帯  
(自転車保険も対応)

特長6  
先進医療一時金!  
(満70歳まで)

## ふれんど1800

特長1  
共済掛金は年齢・職種・性別に関係なく一律!

特長2  
共済金は1日目よりお支払い!  
1日のみの通院も補償!

特長3  
疾病入院見舞金  
コロナによる入院もOK!



## 1 ご加入者の範囲

<p>◎加入できる方(加入者) 商工会の会員(法人会員の役員も含みます)およびその家族、従業員並びに商工会・連合会の役職員およびその家族。</p> <p>◎補償の対象となる方(被共済者) 加入者が指定した共済期間開始日(申込日の翌月1日)における年齢が6歳から90歳まで健康な方。※告知が必要です。</p> <p>◎契約申込書の質問事項がすべて「いいえ」の方。</p>	<p>◎ふれんど2100:満6歳以上満90歳未満 ※ただし、満85歳以上の方は満84歳未満から更新継続された方に限ります。 ※共済期間の満了は共済期間開始月の前月末日とします。</p> <p>◎ふれんど1800:満6歳以上満80歳未満 ※共済期間の満了は共済期間開始月の前月末日とします。</p>
--	--

## 2 補償プラン (ふれんど2100とふれんど1800の重複加入はできません)

コース名	New ふれんど2100			ふれんど1800
	6歳以上70歳未満	70歳以上80歳未満	80歳以上90歳未満	
補償年齢	6歳以上70歳未満	70歳以上80歳未満	80歳以上90歳未満	6歳以上80歳未満
共済掛金(月額)	2,100円			1,800円
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金	500万円	500万円	200万円	500万円
交通傷害・災害 死亡・高度障害共済金	1,000万円	1,000万円	400万円	1,000万円
傷害後遺障害共済金	20万円～500万円	20万円～500万円	8万円～200万円	20万円～500万円
交通傷害・災害 後遺障害共済金	40万円～1,000万円	40万円～1,000万円	16万円～400万円	40万円～1,000万円
傷害入院共済金 事故日から365日限度(※) 共済金は1日目よりお支払いします	1日につき 6,000円	1日につき 6,000円	1日につき 1,500円 (※)120日限度	1日につき 6,000円
交通傷害・災害入院共済金 事故日から365日限度(※) 共済金は1日目よりお支払いします	1日につき 8,000円	1日につき 8,000円	1日につき 2,000円 (※)120日限度	1日につき 6,000円
傷害手術共済金 ※1	入院60,000円 外来30,000円	入院60,000円 外来30,000円	入院15,000円 外来7,500円	—
交通傷害・災害手術共済金	入院80,000円 外来40,000円	入院80,000円 外来40,000円	入院20,000円 外来10,000円	—
傷害通院共済金 事故日から365日限度 共済金は1日目よりお支払いします	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円	—	1日につき 3,000円
傷害手術見舞金 ※2	5・10・20万円	5・10・20万円	—	5・10・20万円
疾病入院見舞金 継続して30日以上入院になった場合にお支払いします	10万円	10万円	—	10万円
先進医療一時金	最大30万円まで	—	—	—
個人賠償責任補償※	1億円	1億円	1億円	—

## 3 共済期間および責任の始期

- ◎共済期間は共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とします。
- ◎ただし、補償の開始は申込日の翌日午前0時とします。
- ◎個人賠償責任補償の補償開始については申込日の翌月1日午前0時とします。
- ◎共済期間(1年間)満了の日から2週間前までにご契約者からの申し出がない場合、ご契約は更新継続されます。
- ◎ふれんど2100は被共済者の年齢が70歳および80歳における共済期間開始月に到達した時に、それぞれ70歳以上、80歳以上の補償内容に変更されます。

## 4 共済掛金および契約の失効

- ◎被共済者(補償の対象となる方)1名につき、1口を限度とします。
- ◎共済掛金は口座振替となります。振替日:毎月20日
- ◎共済掛金には事務経費として月額100円が含まれています。
- ◎共済掛金は掛け捨てとなります。満期返戻金・契約者配当金はありません。
- ◎事業主負担の共済掛金は損金算入され、共済金は事業主にお支払いします。
- ◎口座振替が2ヶ月連続で不能となった場合、共済契約は失効となります。

## 5 共済金をお支払いする場合

共済金のお支払内容		
<p><b>傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、傷害後遺障害共済金</b></p> <p>共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡・高度障害状態・後遺障害が生じたときにお支払いします。</p>	<p><b>交通傷害・災害 死亡・後遺障害共済金</b></p> <p>共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して共済金が支払われるときにお支払いします。</p>	<p><b>傷害入院・通院共済金</b></p> <p>共済期間中の傷害により入院・通院したとき。ただし、事故日から365日を限度とし、共済金は1日目よりお支払いします。</p>
<p><b>交通傷害・災害 入院・手術・通院共済金</b></p> <p>共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して共済金が支払われるときにお支払いします。ただし、共済証書記載の日数を限度とします。</p>	<p><b>傷害手術共済金※1</b></p> <p>共済期間中の傷害により、病院または診療所において手術を受けたときにお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院中の手術…傷害入院共済金日額の10倍</li> <li>●外来で受けた手術…傷害入院共済金日額の5倍</li> </ul> <p>※創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。</p>	<p><b>傷害手術見舞金※2</b></p> <p>共済期間中の傷害により、病院または診療所において手術を受けたときにお支払いします。</p> <p>※手術内容に応じて5万円・10万円・20万円のいずれかをお支払いします。</p> <p>※創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。</p>
<p><b>疾病入院見舞金</b></p> <p>共済期間中に疾病により医師の治療を受け、<b>継続して30日以上入院</b>になった場合にお支払いします。ただし、同一の疾病により再入院する場合は、対象となりません。</p>	<p><b>先進医療一時金</b></p> <p>共済期間中に先進医療による療養を受けたときに30万円を限度にお支払いします。なお、共済期間中に1回の支払いを限度とします。</p>	<p><b>個人賠償責任補償※</b></p> <p>日常生活での偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことで、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。詳しくは下記ご案内および別添パンフレットをご参照ください。</p> <p>※引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社</p>

用語の解説	
傷 害	事故(急激かつ偶然な外来の事故をいいます)によって被った身体の傷害をいいます。
高度障害	次の身体の状態をいいます(主なもの)。①両眼の視力を全く永久に失ったもの②言語またはそしやく機能の喪失③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態にあって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で後遺障害等級表に掲げるものをいいます。

### ふれんど2100専用

くまもと共済組合員の皆さまへ

### 団体交通事故傷害保険のご案内 (個人賠償責任補償※)

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社

日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。死亡・後遺障害保険金額:70万円、個人賠償責任補償:1億円の補償が付保されており、月額保険料は200円となります。

### 万が一の場合(死亡保険金・後遺障害保険金)

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 など(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

### 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付(日本国内のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。※被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。詳細は別添パンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。